

議案第4号

福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月8日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

監査委員の報酬の支払方法に関し、地方自治法第292条により準用する同法第203条の2第2項の規定に基づき、本広域連合の他の非常勤の職員と同様に、その勤務日数に応じてこれを支給するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年条例第6号）の一部を次のように
改正する。

別表中

「

監査委員	月額	5,000円
------	----	--------

」を

「

監査委員	日額	5,000円
------	----	--------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例新旧対照表

新			旧		
第1条～第6条 (略) 別表 (第3条、第5条関係)			第1条～第6条 (略) 別表 (第3条、第5条関係)		
区分	報酬額		区分	報酬額	
	支払方法	金額		支払方法	金額
広域連合長	月額	10,000円	広域連合長	月額	10,000円
副広域連合 長	月額	5,000円	副広域連合 長	月額	5,000円
選挙管理委 員会委員	日額	5,000円	選挙管理委 員会委員	日額	5,000円
監査委員	日額	5,000円	監査委員	月額	5,000円
情報公開・ 個人情報保 護審査会委 員	日額	5,000円	情報公開・ 個人情報保 護審査会委 員	日額	5,000円
行政不服審 査会委員	日額	5,000円	行政不服審 査会委員	日額	5,000円
その他	日額	予算に定められ た範囲内	その他	日額	予算に定められ た範囲内